

教育委員会会議録

1. 日 時 平成 28 年 5 月 25 日(水) 開会 午後 1 時 30 分
2. 場 所 教育委員会室
3. 議 事
- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 議案第 9 号 | 坂出市民美術館運営協議会委員の委嘱について |
| 議案第 10 号 | 坂出市沙弥島ナカダ浜のあり方検討協議会委員の委嘱について |
| 議案第 11 号 | 讃岐国府跡調査保存活用検討会議委員の委嘱について |
| 議案第 12 号 | 後援名義の使用について(5) |
| 議案第 13 号 | 共催名義の使用について |
| 議案第 14 号 | 坂出市立大橋記念図書館協議会委員の委嘱について |
| 議案第 15 号 | 坂出市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について |
| 議案第 16 号 | 後援名義の使用について(10) |
| 議案第 17 号 | 共催名義の使用について |
| 議案第 18 号 | 坂出市教育委員会共催行事・後援名義取扱要領の一部を改正する要綱について |
| 議案第 19 号 | 後援名義の使用について(1) |
| 議案第 20 号 | 後援名義の使用について(3) |
| 非 議案第 21 号 | 指定学校の変更について(基準外) |
| 非 報告第 5 号 | (公財)坂出市学校給食会経営状況報告について |
| 報告第 6 号 | 坂出市立中学校の県外修学旅行の実施内容変更について |
| 報告第 7 号 | 坂出市立学校における夏季休業短縮施行の実施について |
| 報告第 8 号 | 王越幼稚園の閉園について |
| 非 報告第 9 号 | 指定学校の変更について(基準内) |
| 非 報告第 10 号 | 外国人の就学について |
4. 出席者
- | | |
|-----|-------|
| 教育長 | 國重 英二 |
| 委 員 | 齊藤 恵子 |
| 委 員 | 高尾 正彦 |
| 委 員 | 中橋 孝彦 |
| 委 員 | 小川 幸彦 |
5. 関係者
- | | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 浦田 俊一 |
| 教育総務課長 | 香川 浩基 |
| 学校教育課長 | 大平 美徳 |
| 学校教育課主幹 | 加賀 実 |
| 生涯学習課長 | 森 毅彦 |
| 生涯学習課長補佐 | 三谷 一正 |

文化振興課長	谷本 秀子
図書館長	小川 俊緒
文化振興課主幹	今井 和彦
文化振興課副主幹	宮川 滋義
書記 教育総務課長補佐	竹村 秀基

6. 署名委員について 國重英二教育長， 齊藤恵子委員

7. 前回会議録の承認について

3月22日定例教育委員会の会議録承認について小川委員より，4月13日の定例教育委員会及び臨時委員会(持回り)の承認について中橋委員より報告

会議録は詳細かつ正確であった旨の報告あり。

8. 非公開案件について

議案第21号「指定学校の変更について(基準外)」，報告第9号「指定学校の変更について(基準内)」，報告第10号「外国人の就学について」は個人情報に関わるもの，報告第5号「(公財)坂出市学校給食会経営状況報告について」は議会等への未公開情報等であり，非公開とすることについて挙手による採決を行った。

<結果>

多数決により非公開とすることに決定。

9. 議案・報告についての審議

文化振興課所管

議案第9号 坂出市民美術館運営協議会委員の委嘱について

説明者:文化振興課長

市議会人事異動等に伴う委員の交代について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第10号 坂出市沙弥島ナカダ浜のあり方検討協議会委員の委嘱について

説明者:文化振興課長

委員の追加及び委嘱について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 11 号 讃岐国府跡調査保存活用検討会議委員の委嘱について

説明者:文化振興課主幹

香川県埋蔵文化財センターの人事異動等に伴う委員の交代について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第 12 号 後援名義の使用について

説明者:文化振興課長

新規案件 2 件、承認実績のある案件 3 件の説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

ハッピードリームサーカスは、ほかの県内自治体でも行われているのか。

<回答>

文化振興課長

ハッピードリームサーカスでは初めてと聞いている。過去には、香川県教育委員会がサーカスを許可したことがあり今回も許可される見込みである。

<結果>

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第 13 号 共催名義の使用について

説明者:文化振興課長

承認実績のある案件 1 件の説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第 14 号 坂出市立大橋記念図書館協議会委員の委嘱について

説明者:図書館長

委員の任期満了及び市議会人事、学校教育関係者の異動、各種団体からの人事改選等に伴う委員の交代について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第 15 号 坂出市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について

説明者:図書館長

学校教育関係者の異動，各種団体からの人事改選等に伴う委員の交代について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

生涯学習課所管

議案第 16 号 後援名義の使用について

説明者:生涯学習課長

新規案件 1 件，承認実績のある案件 9 件の説明を行う。

◆質疑・意見

生涯学習課長

5 件ずつの審議をお願いしたい。(生涯学習課長は 5 件ずつ説明する。)

◇教育長

まず 5 件について，何かご質問は。

◇委員

社会福祉施設体験学習は，宿泊する場合にその施設へ宿泊し夜間の福祉も体験するのか。そして希望者なのか。

<回答>

生涯学習課長補佐

ご質問の通りその施設に宿泊して体験すると聞いており，希望者である。

◇委員

中学校でのキャリア教育の体験学習とは違うのか。

<回答>

生涯学習課長補佐

ボランティア活動の体験が出来る機会であり，子供達に大変有意義だと思われる。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

◇教育長

続いて 5 件の説明をお願いします。

(生涯学習課長は続きの 5 件を説明する。)

◇教育長

続きの 5 件について，何かご質問は。

◇委員

新規の案件について，去年は後援名義の申請が無かったのか。

<回答>

生涯学習課長補佐

今年が初めてである。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 17 号 共催名義の使用について

説明者：生涯学習課長

承認実績のある案件 1 件の説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

王越町には野外活動が行える施設も計画されているが，海浜活動ができる場所はあるのか。

<回答>

生涯学習課長

前は乃生で行った。乃生の湾の中には砂浜もありカヌーに乗ることが可能な場所がある。今回は木沢の湾を予定しており，こちらも砂浜がありカヌーに乗れる場所を下見している。木沢で行うのは初めてだが，その砂浜を中心に今回のカヌー教室を行う予定である。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 18 号 坂出市教育委員会・共催行事後援名義取扱要領の一部を改正する要綱について

説明者：教育総務課長

坂出市教育委員会・共催行事後援名義取扱要領の一部を改正する要綱について説明を行う。

◆質疑・意見

◇教育長

今後は，承認した案件について教育委員に報告があるのか。

<回答>

教育総務課長

承認または不承認も含めて申請があったものについて報告を考えている。特に不承認については，審議をしていただく場合も考えられる。

◇委員

報告の様式について，新規の申請が分かるようにできるか。

<回答>

教育総務課長

委員の方が分かりやすいようする。

◇委員

同一の申請者とは，例えば同じ団体で代表者が替わる場合はどうなるのか。

<回答>

教育総務課長

団体が同じであれば同一の申請者と考える。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 19 号 後援名義の使用について

説明者：教育総務課長

承認実績のある案件 1 件の説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

学校教育課所管

議案第 20 号 後援名義の使用について

説明者：学校教育課長

新規案件 1 件，承認実績のある案件 2 件の説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

<結果>

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

報告第 6 号 坂出市立中学校の県外修学旅行の実施内容変更について

説明者：学校教育課長

坂出市立中学校の県外修学旅行の実施内容変更についての説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

報告第 7 号 坂出市立学校における夏季休業短縮施行の実施について

説明者：学校教育課長

坂出市立学校における夏季休業短縮施行の実施についての説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

今まで，夏季休業期間中にランダムにあった登校日が短縮された日になると考えていいのか。

<回答>

学校教育課長

登校日は夏季休業期間中の後半にするよう各学校に指導をしていた。しかし，学校によってはランダムになっていたが，今回は 8 月 29 日～31 日にすることになっている。なお，休みの途中で余分に登校日を設けるところもある。

◇委員

保護者の方には，様々なご意見があるので慎重な協議をお願いする。

◇委員

夏季休業日を短縮する目的は何か。

<回答>

学校教育課長

目的は、学力の充実であり 2 学期への準備期間となる。授業時間が足りないわけではないが、より充実できると考えている。

報告第 8 号 王越幼稚園の閉園について

説明者: 学校教育課長

王越幼稚園の閉園についての説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

王越町には、保育園も無いので幼稚園が閉園になると遠くまで行くことになり困るのではないか。

◇教育長

幼稚園は基本的に校区制ではないが、これまでの経緯で各小学校区に幼稚園がある。しかし、統廃合により中央幼稚園が開園した時には通園の問題が発生し、通園に対する補助を行うことになった。松山幼稚園に通園する場合は補助対象となる。

◇委員

通園校が遠くなり補助をすることは時限的な対応か。

<回答>

教育部長

期限付きの対応ではない。新たに該当者が現れた場合は、補助の制度を適用する。

◇委員

例えば坂出市の方は、市外の保育所へ入れるのか。

<回答>

学校教育課長

坂出市内の保育所であれば、自宅から離れた保育所でも入れる。坂出市に住民票がある方が、市外の保育所に入ることは出来ないと聞いている。

その他

平成 28 年度地域教育行政懇談会の出欠について(7 月 25 日)

出席者の確認を行う。

総合教育会議の日程調整について

日程調整を行う。

10. 閉会 午後 3 時 25 分

11. 次回定例委員会日程

6 月 22 日(水)午後 1 時 30 分より

以上，会議のてん末に相違ないことを証します。

平成 28 年 6 月 22 日

教育長 國重 英二

署名委員 齊藤 恵子